

職場のトラブルでお悩みではありませんか？

従業員
の皆様

ご相談ください！

例えば・・・

職場で
パワハラ
がある。



有給休暇を
とらせて
くれない。



突然、
解雇された。



残業代を
払って
くれない。

労働相談

電話相談

労働に関する問題について、
社会保険労務士の資格を持った
専門の相談員等が対応します。

来所相談

メール
相談

電話や来所が
困難な場合は、
静岡県 HP(下記の
二次元コード)から
ご相談ください。

弁護士
相談

月1回、
各労働相談所で
実施しています。
(無料・予約制)

あっせん

労働委員会の
あっせん制度の
申請を受け付け
ています。
(詳細は裏面に記載)

相談無料
秘密厳守

フリーアクセス

サンキュー ロウドウ

0120-9-39610

受付時間：月～金曜日／ 9:00～12:00、13:00～16:00(祝日、年末年始除く)

※携帯や IP 電話の場合は、各労働相談所の電話番号に直接おかけください。



静岡県 労働相談 Q

静岡県県民生活センター

東部県民生活センター内
(東部中小企業労働相談所)

電話：055-951-9144

中部県民生活センター内
(中部中小企業労働相談所)

電話：054-286-3208

西部県民生活センター内
(西部中小企業労働相談所)

電話：053-452-0144

チラシに関する
お問い合わせ先

静岡県経済産業部就業支援局産業人材課
静岡県労働委員会事務局調整審査課

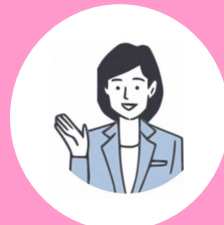
電話：054-221-2817
電話：054-221-2280



職場のトラブルを解決したい従業員の皆様

静岡県労働委員会の

「あっせん制度」を御利用ください!



静岡県労働委員会は、労働者と使用者の間で生じたトラブルの解決を支援する、静岡県の行政機関です。

あっせん について

- ・労働者個人と使用者との間に生じたトラブルについて、**無料**で利用できます。
- ・労働者、使用者の**どちらからも申請**できます。
- ・労働問題の専門家で経験も豊富な「弁護士・学識経験者」、「労働組合役員」、「会社経営者」の3名があっせん員として、当事者双方に寄り添って解決のお手伝いをします。

経営者(雇用主)

経営状況を考慮して、
有期雇用の社員の契約
を更新できなかった。

例えば・・・

従業員Aさん

勤めていた会社を雇止め
になり、契約の更新を求め
たが応じてもらえなかった。



相談及び あっせん申請

Aさんは、県民生活
センターに相談の上、
申請書を作成・提出
(雇用主からも申請可)

調査

労働委員会事務局の
職員が当事者双方から
トラブルの内容を聴取

あっせん (調整)

あっせん員3名が、
双方の意向を丁寧に
聴き、歩み寄れる
ように調整

解決

Aさんも会社も
納得する条件で
合意し、解決

⇒ 制度についての詳細は、各県民生活センター又は県労働委員会事務局へお問い合わせください。

フリーアクセス

サンキュー ロウドウ

※携帯やIP電話の

相談無料
秘密厳守

0120-9-39610

場合は、表面に記載
の各労働相談所の
電話番号に直接お
かけください。

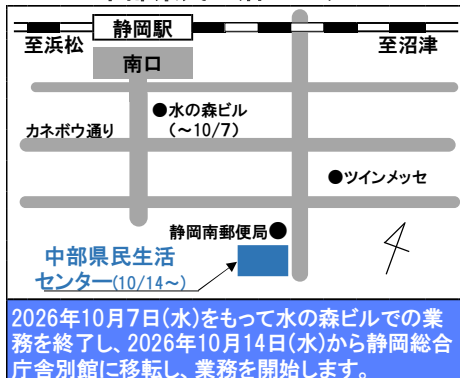
受付時間:月～金曜日/ 9:00～12:00、13:00～16:00(祝日、年末年始除く)

来所相談先(県民生活センター内 中小企業労働相談所)

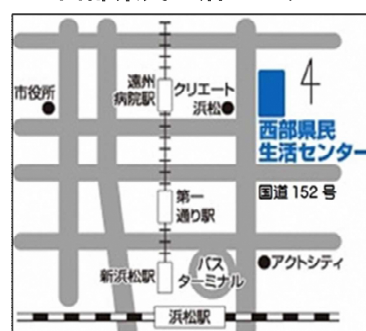
東部県民生活センター



中部県民生活センター



西部県民生活センター



あっせんに関するお問い合わせ先 ⇒ 静岡県労働委員会事務局調整審査課 電話: 054-221-2280